

特 別 会 計 予 算

(国民健康保険会計)

1、事業勘定
歳入
歳出

税 目	予算額	前年との比較増減
事務所費	1,059,400	181,420
保険給付費	8,598,000	3,371,200
保険施設費	56,000	-192,250
財産費	30,000	5,000
公債費	5,000	0
諸支出金	36,600	-6,370
予備費	95,000	75,000
歳出合計	9,880,000	3,434,000

科 目	予算額	前年との比較増減
国民健康保険料	3,060,000	345,000
財産収入	10,000	300
使用料及手数料	1,000	0
国庫支出金	5,522,000	2,969,640
県支出金	27,000	-3,400
繰入金	1,150,000	100,000
繰越金	97,000	17,000
雑収入	13,000	5,460
歳入合計	9,880,000	3,434,000

2、施設勘定
歳入
歳出

科 目	予算額	前年との比較増減
施設費	8,434,000	1,273,000
医療費	6,355,000	2,543,000
給食費	1,081,000	161,000
予備費	110,000	23,000
歳出合計	15,980,000	4,000,000

科 目	予算額	前年との比較増減
診療収入	9,348,000	2,625,000
一部負担金	5,213,000	1,358,000
使用料及手数料	55,000	-5,000
繰入金	1,047,300	15,300
雑収入	316,700	6,700
歳入合計	15,980,000	4,000,000

(公益質舗会計)

歳入

科 目	予算額	前年との比較増減
貸付金	240,000	-60,000
積立金	120,000	-44,000
事務所費	0	-36,300
諸支出金	0	-4,000
予備費	0	-1,700
歳出合計	360,000	-146,000

科 目	予算額	前年との比較増減
回収金	210,000	-60,000
利子収入	20,000	-16,000
繰入金	100,000	-70,000
雑収入	30,000	0
歳入合計	360,000	-146,000

歳入

(分収造林会計)

科 目	予算額	前年との比較増減
分収造林施設費	362,000	-106,000
予備費	38,000	-14,000
歳出合計	430,000	-120,000

科 目	予算額	前年との比較増減
県支出金	30,000	-20,000
繰入金	400,000	-100,000
歳入合計	430,000	-120,000

税 務

異議申立て
減免申請
は期限内に

昭和三十八年度固定資産より著しく価値を減じた固定資産の減価償却費は、もうすで定資産については、納税者にみなさんのお手もとに届いたことと存じます。

ことしの固定資産税は、昨年中、固定資産に特に異動がない限り税額に変わりありません。

固定資産税は、他の税金に比べて金額も大きいのでそれだけみなさんの関心も高いわけですが、特に次のようなことに注意して下さい。

▲異議申立て

徴税令書に記載された事項に不服がある場合は、徴税令書を受けてつた日の翌日から起算して三十日以内に、村長に対して異議申立てをすることが出来ます。

婦人会総会終る

東白川村連合婦人会（今井あや会長）は、去る四月二十一日神土小学校で新年度の総会を開き、昭和三十

七年度の会計を承認した後新年度事業計画、予算などを決め、なごやかな中にも新しい年の発展に真剣に取り組む、盛大裡に終りました。

▲減免申請

貧困により生活のため公的扶助を受ける者の所有する固定資産や災害などに

38年度

国民健康保険

保険料賦課について

葬祭費は二千元支給

昭和三十八年度の国民健康保険料について説明し、みなさんの深いご理解とご協力を願います。

最近の医療費の増加は著しく、昭和三十七年度の医療費総額は、一、三八九万四千円、三十六年度に比べて約三九〇万円も多くなっております。

これは、医療費の改正もありましたが、患者数が前年に比べて二十七％も増加しており、その中で神経系循環器系の病気が多くなり、七割給付を実施することにいたしました。

【圖】国民年金保険料を十一年間前納した方が万一中途で死亡したとき納付した保険料の還付と死亡一時金が支要されます。

【圖】国民年金保険料を十一年間前納した方が万一中途で死亡したとき納付した保険料の還付と死亡一時金が支要されます。

神土新田

亡によつて妻に母子年金の受給権が発生したときは、死亡以降に充当する分について、昭和三十六年四月に十年間保険料を前金の支給はありませぬ。

（住民係）

納した方が昭和三十八年四月に死亡されたときとします。

【圖】他人の印鑑を証明し、納した方が昭和三十八年四月に死亡されたときとします。

【圖】他人の印鑑を証明し、納した方が昭和三十八年四月に死亡されたときとします。

【圖】他人の印鑑を証明し、納した方が昭和三十八年四月に死亡されたときとします。

【圖】他人の印鑑を証明し、納した方が昭和三十八年四月に死亡されたときとします。

【圖】他人の印鑑を証明し、納した方が昭和三十八年四月に死亡されたときとします。

【圖】他人の印鑑を証明し、納した方が昭和三十八年四月に死亡されたときとします。



【圖】他人の印鑑を証明し、納した方が昭和三十八年四月に死亡されたときとします。

【圖】他人の印鑑を証明し、納した方が昭和三十八年四月に死亡されたときとします。

【圖】他人の印鑑を証明し、納した方が昭和三十八年四月に死亡されたときとします。

【圖】他人の印鑑を証明し、納した方が昭和三十八年四月に死亡されたときとします。

【圖】他人の印鑑を証明し、納した方が昭和三十八年四月に死亡されたときとします。

【圖】他人の印鑑を証明し、納した方が昭和三十八年四月に死亡されたときとします。

【圖】他人の印鑑を証明し、納した方が昭和三十八年四月に死亡されたときとします。

【圖】他人の印鑑を証明し、納した方が昭和三十八年四月に死亡されたときとします。

【圖】他人の印鑑を証明し、納した方が昭和三十八年四月に死亡されたときとします。

【圖】他人の印鑑を証明し、納した方が昭和三十八年四月に死亡されたときとします。

【圖】他人の印鑑を証明し、納した方が昭和三十八年四月に死亡されたときとします。

【圖】他人の印鑑を証明し、納した方が昭和三十八年四月に死亡されたときとします。

【圖】他人の印鑑を証明し、納した方が昭和三十八年四月に死亡されたときとします。

【圖】他人の印鑑を証明し、納した方が昭和三十八年四月に死亡されたときとします。

【圖】他人の印鑑を証明し、納した方が昭和三十八年四月に死亡されたときとします。

【圖】他人の印鑑を証明し、納した方が昭和三十八年四月に死亡されたときとします。

よつて増加する医療費は百は四万二千円となり、昭和三十八年度の医療費見込額は一、五七〇万円となります。

この内、村が支払わなければならない額は八百九十九万四千円となり、一世帯平均一〇、七八〇円という大きな額となる訳です。

この一〇、七八〇円の支払い、皆さんから納付していただく保険料、国の補助金及び村の繰入金で支払うのですが、一世帯当りの内訳をみてみますと、国庫負担金及び補助金で六千円、保険料で四千円、一般会計繰入金で七八〇円となります。

それでは一世帯当り平均四十四円の保険料の賦課方法として新しく村民税課税による課税標準額と、固定資産課税額を賦課の対象額とすることになりました。

【資力等級割額】三〇％（九二二円）

【固定資産割額】二、五％（六八四円）

【所得割額】七、五％（二二八円）

【被保険者均等割額】二〇％（六〇八円）

【世帯平均割額】二〇％（六〇八円）

【合計】三百四十四円となり、今までの応能（資力等級、固定資産、所得）六〇％の内、資力等級割額を五〇％として新しく村民税課税による課税標準額と、固定資産課税額を賦課の対象額とすることになりました。

【資力等級割額】は、新年度の資力等級表による点数額の九四％、固定資産割額は、固定資産税額の一五・六％、所得割額は三十七年度の村民税が決定するまで乗率は確定しません。被保険者均等割額は、一六四円に被保険者数を乗じた額と世帯平均割額八〇〇円を合計したのが三十八年度の保険料賦課額となります。

納付方法は今までどおり十二ヶ月に分納していただくのですが、所得割額だけは決定が遅れますので、六月分から十ヶ月に分けて賦課になります。

【資力等級割額】は、新年度の資力等級表による点数額の九四％、固定資産割額は、固定資産税額の一五・六％、所得割額は三十七年度の村民税が決定するまで乗率は確定しません。被保険者均等割額は、一六四円に被保険者数を乗じた額と世帯平均割額八〇〇円を合計したのが三十八年度の保険料賦課額となります。

納付方法は今までどおり十二ヶ月に分納していただくのですが、所得割額だけは決定が遅れますので、六月分から十ヶ月に分けて賦課になります。

【資力等級割額】は、新年度の資力等級表による点数額の九四％、固定資産割額は、固定資産税額の一五・六％、所得割額は三十七年度の村民税が決定するまで乗率は確定しません。被保険者均等割額は、一六四円に被保険者数を乗じた額と世帯平均割額八〇〇円を合計したのが三十八年度の保険料賦課額となります。

納付方法は今までどおり十二ヶ月に分納していただくのですが、所得割額だけは決定が遅れますので、六月分から十ヶ月に分けて賦課になります。

【資力等級割額】は、新年度の資力等級表による点数額の九四％、固定資産割額は、固定資産税額の一五・六％、所得割額は三十七年度の村民税が決定するまで乗率は確定しません。被保険者均等割額は、一六四円に被保険者数を乗じた額と世帯平均割額八〇〇円を合計したのが三十八年度の保険料賦課額となります。

【資力等級割額】は、新年度の資力等級表による点数額の九四％、固定資産割額は、固定資産税額の一五・六％、所得割額は三十七年度の村民税が決定するまで乗率は確定しません。被保険者均等割額は、一六四円に被保険者数を乗じた額と世帯平均割額八〇〇円を合計したのが三十八年度の保険料賦課額となります。

納付方法は今までどおり十二ヶ月に分納していただくのですが、所得割額だけは決定が遅れますので、六月分から十ヶ月に分けて賦課になります。

【資力等級割額】は、新年度の資力等級表による点数額の九四％、固定資産割額は、固定資産税額の一五・六％、所得割額は三十七年度の村民税が決定するまで乗率は確定しません。被保険者均等割額は、一六四円に被保険者数を乗じた額と世帯平均割額八〇〇円を合計したのが三十八年度の保険料賦課額となります。

納付方法は今までどおり十二ヶ月に分納していただくのですが、所得割額だけは決定が遅れますので、六月分から十ヶ月に分けて賦課になります。

【資力等級割額】は、新年度の資力等級表による点数額の九四％、固定資産割額は、固定資産税額の一五・六％、所得割額は三十七年度の村民税が決定するまで乗率は確定しません。被保険者均等割額は、一六四円に被保険者数を乗じた額と世帯平均割額八〇〇円を合計したのが三十八年度の保険料賦課額となります。

納付方法は今までどおり十二ヶ月に分納していただくのですが、所得割額だけは決定が遅れますので、六月分から十ヶ月に分けて賦課になります。

【資力等級割額】は、新年度の資力等級表による点数額の九四％、固定資産割額は、固定資産税額の一五・六％、所得割額は三十七年度の村民税が決定するまで乗率は確定しません。被保険者均等割額は、一六四円に被保険者数を乗じた額と世帯平均割額八〇〇円を合計したのが三十八年度の保険料賦課額となります。

納付方法は今までどおり十二ヶ月に分納していただくのですが、所得割額だけは決定が遅れますので、六月分から十ヶ月に分けて賦課になります。

【資力等級割額】は、新年度の資力等級表による点数額の九四％、固定資産割額は、固定資産税額の一五・六％、所得割額は三十七年度の村民税が決定するまで乗率は確定しません。被保険者均等割額は、一六四円に被保険者数を乗じた額と世帯平均割額八〇〇円を合計したのが三十八年度の保険料賦課額となります。

納付方法は今までどおり十二ヶ月に分納していただくのですが、所得割額だけは決定が遅れますので、六月分から十ヶ月に分けて賦課になります。

【資力等級割額】は、新年度の資力等級表による点数額の九四％、固定資産割額は、固定資産税額の一五・六％、所得割額は三十七年度の村民税が決定するまで乗率は確定しません。被保険者均等割額は、一六四円に被保険者数を乗じた額と世帯平均割額八〇〇円を合計したのが三十八年度の保険料賦課額となります。

納付方法は今までどおり十二ヶ月に分納していただくのですが、所得割額だけは決定が遅れますので、六月分から十ヶ月に分けて賦課になります。

【資力等級割額】は、新年度の資力等級表による点数額の九四％、固定資産割額は、固定資産税額の一五・六％、所得割額は三十七年度の村民税が決定するまで乗率は確定しません。被保険者均等割額は、一六四円に被保険者数を乗じた額と世帯平均割額八〇〇円を合計したのが三十八年度の保険料賦課額となります。

納付方法は今までどおり十二ヶ月に分納していただくのですが、所得割額だけは決定が遅れますので、六月分から十ヶ月に分けて賦課になります。

【資力等級割額】は、新年度の資力等級表による点数額の九四％、固定資産割額は、固定資産税額の一五・六％、所得割額は三十七年度の村民税が決定するまで乗率は確定しません。被保険者均等割額は、一六四円に被保険者数を乗じた額と世帯平均割額八〇〇円を合計したのが三十八年度の保険料賦課額となります。

納付方法は今までどおり十二ヶ月に分納していただくのですが、所得割額だけは決定が遅れますので、六月分から十ヶ月に分けて賦課になります。

【資力等級割額】は、新年度の資力等級表による点数額の九四％、固定資産割額は、固定資産税額の一五・六％、所得割額は三十七年度の村民税が決定するまで乗率は確定しません。被保険者均等割額は、一六四円に被保険者数を乗じた額と世帯平均割額八〇〇円を合計したのが三十八年度の保険料賦課額となります。

新しい組長さん紹介
大口〓今井信二、平〓青山正成、下親田〓安江理市、上親田〓安江桂、中通〓村雲金作、神付〓早瀬勇造、加舎尾〓村雲久一、中谷〓小池加男、西洞〓安江和吉、曲坂〓今井鶴市、日向〓安江幸介、蔭地〓稲垣彰、栃山〓松岡靖、黒淵〓桂川完二、大明神〓安江武、柏本〓栗本仲次郎、宮代〓安江辰也、大沢〓今井弘、下野〓今井正一、久須見〓古田一己

その翌月からの軽自動車税を同時に納めなければならぬことになりました。

なお、この場合の軽自動車税は、証紙徴収の手続によることになっていますので、今後領収証書の交付を致しません。

標識の封印が切れた場合は、すぐに理由を開陳して再封印を受けて下さい。故意に封印を切つた場合は刑罰を科せられることがあります。ご注意ください。

いちいち手続をすることは、はめんどろなことに、社会の秩序を保つためには、みなさん互いに気をつけ合つてゆきたいものです。

【資力等級割額】は、新年度の資力等級表による点数額の九四％、固定資産割額は、固定資産税額の一五・六％、所得割額は三十七年度の村民税が決定するまで乗率は確定しません。被保険者均等割額は、一六四円に被保険者数を乗じた額と世帯平均割額八〇〇円を合計したのが三十八年度の保険料賦課額となります。

納付方法は今までどおり十二ヶ月に分納していただくのですが、所得割額だけは決定が遅れますので、六月分から十ヶ月に分けて賦課になります。

【資力等級割額】は、新年度の資力等級表による点数額の九四％、固定資産割額は、固定資産税額の一五・六％、所得割額は三十七年度の村民税が決定するまで乗率は確定しません。被保険者均等割額は、一六四円に被保険者数を乗じた額と世帯平均割額八〇〇円を合計したのが三十八年度の保険料賦課額となります。

納付方法は今までどおり十二ヶ月に分納していただくのですが、所得割額だけは決定が遅れますので、六月分から十ヶ月に分けて賦課になります。

【資力等級割額】は、新年度の資力等級表による点数額の九四％、固定資産割額は、固定資産税額の一五・六％、所得割額は三十七年度の村民税が決定するまで乗率は確定しません。被保険者均等割額は、一六四円に被保険者数を乗じた額と世帯平均割額八〇〇円を合計したのが三十八年度の保険料賦課額となります。

納付方法は今までどおり十二ヶ月に分納していただくのですが、所得割額だけは決定が遅れますので、六月分から十ヶ月に分けて賦課になります。

【資力等級割額】は、新年度の資力等級表による点数額の九四％、固定資産割額は、固定資産税額の一五・六％、所得割額は三十七年度の村民税が決定するまで乗率は確定しません。被保険者均等割額は、一六四円に被保険者数を乗じた額と世帯平均割額八〇〇円を合計したのが三十八年度の保険料賦課額となります。

納付方法は今までどおり十二ヶ月に分納していただくのですが、所得割額だけは決定が遅れますので、六月分から十ヶ月に分けて賦課になります。

【資力等級割額】は、新年度の資力等級表による点数額の九四％、固定資産割額は、固定資産税額の一五・六％、所得割額は三十七年度の村民税が決定するまで乗率は確定しません。被保険者均等割額は、一六四円に被保険者数を乗じた額と世帯平均割額八〇〇円を合計したのが三十八年度の保険料賦課額となります。

納付方法は今までどおり十二ヶ月に分納していただくのですが、所得割額だけは決定が遅れますので、六月分から十ヶ月に分けて賦課になります。

【資力等級割額】は、新年度の資力等級表による点数額の九四％、固定資産割額は、固定資産税額の一五・六％、所得割額は三十七年度の村民税が決定するまで乗率は確定しません。被保険者均等割額は、一六四円に被保険者数を乗じた額と世帯平均割額八〇〇円を合計したのが三十八年度の保険料賦課額となります。

原動機付自転車 無標識はだめ

経済状況の好転に伴つてこの村にも最近車両の増加が著しくなつてきました。このころに現在村内で所有されている軽自動車や原動機付自転車について調べてみると、なんと七百台ほどになります。

ところが車両の数が増えるに従つて無届や無標識などの違反の数も多くなつてきました。

車両を所有するに至つたとき、または所有している車両について変更を生じた

合、標識交付手数料百円と

示して標識の交付を受けなければなりません。この場合、標識交付手数料百円と

合、標識交付手数料百円と

合、標識交付手数料百円と

国民年金保険料

免除の申請は早めに！
申請は毎月交新されます

国民年金保険料の点で大変不利になることを納めることが困難であるときは、免除申請書を提出してその承認を受けていることになっており、これが承認されずと一年間保険料の納付を免除されることになっております。昨年四月この申請をされて免除の承認を受けた方はその期間が本年三月までで今年度も引続いて納付が困難である場合は改めて免除の申請をしていただく必要があり、ところが免除を受けずと、年金の受給を受けることになってお

参考

保険料免除の承認は知事が行います。被保険者又は被保険者の属する世帯の世帯主若しくは被保険者の配偶者の所得につき計算した前年分の所得税額があるときは免除され、市町村民税が賦課されていないときは免除する。これが認定基準であるが以上によつて決定することができないときは次の方法によることになっております。

世帯員全員の前年の所得額を千円単位に換算して得た数値に、この者が固定資産を所有しておりその評価額の合計額が二〇万円をこえる額一万円に対して一・四の割で加え、世帯主が障害者又は寡婦であるときは二五、当該世帯の世帯員のいずれかが長期疾病にかゝつており医療費を支出しているときは五千円をこえる額千円に対して一の割でそれぞれ減じ、算出された数値に次の指数を乗じて得た数

世帯員数	指数
一	一
二	二
三	三
四	四
五	五
六	六
七	七
八	八
九	九
十	十

値が一三〇未満であるときは免除し、一六〇以上は免除しないこととなります。尚一三〇以上一六〇未満については実情をよく検討した上で決定されます。

世帯員数	指数	150円	100円
一	一	150	100
二	二	300	200
三	三	450	300
四	四	600	400
五	五	750	500
六	六	900	600
七	七	1050	700
八	八	1200	800
九	九	1350	900
十	十	1500	1000

以上期間中は現金で納付していただくことをお奨めします。尚保険料免除の更新（昨年に引続いて免除申請をするとき）と新しく申請される手続きはなるべく早めに役場住民係でして下さい。

前納制度を
ご利用下さい

国民年金の保険料は一年以上十年まで前納することができ、六〇才までの被保険者期間の全期間を前納することもできます。前納の方法は現金による場合と国民年金印紙による場合の二つの方法があります。印紙で前納する場合は国民年金手帳の有効期限の五年が限度ですから、それ

税金を前納すると

こんな特典があります

固定資産税を納期前に納付すると村税条例第51条の規定によつて、納期前に納付した税額の100分の1に納期前にかかる月数（一月未満の端数がある場合には、14日以下は切り捨て15日以上は一月とする。）を乗じて得た額の報奨金が交付されます。

例えば第1期分の税額10,000円、第2期分の税額10,000円、第3期分の税額10,000円および第4期分の税額10,000円を4月30日に一度に納付したとすると報奨金は次のような計算で交付されます。

第1期分 報奨金なし
第2期分 $(10,000円 \times \frac{1}{100}) \times 2(月) = 200円$
第3期分 $(10,000円 \times \frac{1}{100}) \times 6(月) = 600円$
第4期分 $(10,000円 \times \frac{1}{100}) \times 9(月) = 900円$
計 1,700円

従つて交付される報奨金の総額は、1,700円となります。なお、税金を前納する場合は必ず印かんをご持参下さい。

農協だより
冷害を未然に防ぎましょう

今年の一月以降から、七月上旬にかけて集中豪雨が年ぶりの大雪と寒風に見え、農作物に限らず被害は極めて大きいものがあります。従つて雪だけでも例年に比べて遅くなり、水温、気温もこれに伴つて上昇が遅れております。

長期予報をみましても、四月は、晴天が多いが気温は、上中旬にかけ低く、五月は、曇りや雨の日が多く気温は平年並かやや低目。梅雨は、列年に比較して曇天や雨天が多く、気温は低目。雨量も六月下旬から七

健苗を育成し、水苗代は出来るだけ止めるようにして下さい。

又、秋が早く来るので、活着や生育を早めるため苗代期間を長くしないよう、適期に田植えをし、窒素肥料をやらずに、窒素肥料をやりすぎないこと、また、加里肥料をやらずに、特に越原北部や冷水田の所は、晩生の金南風系統はやめて、病気に強い、稈の強い品種を選んで丈夫な苗を作り、安全な稲作りで収入を増やしましょう。

指導部

38年度 青年団体の育成強化など 社会教育方針きまる

明るい社会生活を送るには、共同で組織している団体や機関が目標をたて、進むのが常道であり、言い換えれば個人々々の生活にアクセントをつける要素であるといえます。

こういった意味で、毎年村がたてている社会教育方針のことしの目標が決まりましたので紹介し、この目標が達成されるようみなさんの御協力をお願いします。

東白川村社会教育方針

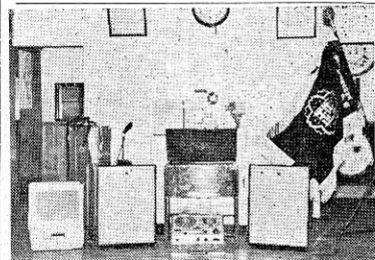
- 一、本年度の重点目標
新時代に対応した生産性の向上、生活合理化への研究態度の助長をはかること。
 - 二、文化、芸術の領域、環境整備につとめ、特に精神文化及び道義的心情の助長をはかること。
 - 三、村民の健康増進と、家庭や社会に明るいふん囲気をかもしだすために、体育レクリエーションの振興をはかること。
- 二、各分野の推進目標
- 一、成人教育
(1) PTA、婦人会の組織を強固にし、その連けいの上に立つた校下単位の成人学級、母親学級、父親学級等の学習活動を展開すること。

開すること。

- (2) 各種団体の活動分野に ついても、教育的な分野を助長しその育成強化につとめること。
- 二、婦人教育
(1) 地域婦人団体としての婦人会活動を中心に、家庭の主婦の立場と地理的条件を加味し、その活動は校下に重点をおいての育成強化につとめること。
- (2) 婦人学級については、各校下単位のPTAと連けいを密にし、支部学級部活学級の開設につとめること。
- 三、青年教育
(1) 青年人口の流出にかんがみ、在村青年の確保と地域青年団体の育成強化をはかり、青年をして社会教育活動の前衛たらしめる機能のより育成につとめること。

母校へ教材の贈物

喜びの越原小児童たち



越原小学校を卒業し、各たので紹介しましょう。

地で成功されている先輩の方々が、母校を想い、児童たちが少しでも立派に育つてくれるようにとの親切から、この程ステレオ、8ミリのキーなど、高価な教材教具を寄贈されましたが、越原小児童会ではこの喜びを、本紙に寄せてきまし

た喜びの越原小児童たち

越原校下の皆さん、このたびはつばな放送機を備えつけていただいて有難うございました。

今までのガアガア、ピーといった機械とくらべると含みのある、やわらかな声量の音質が何んともいえないよい気持ちに引き上げてくれます。このご毎日聞いている名曲の鑑賞も本当に静かに耳を傾けようという気持ちに変わってきました。

これも新しい放送機械のおかげです。越原の皆さん有難うございました。

又これとは別に変見事な機械の数々をご寄贈いただきました。左から中へ、そして右へと進行するステ

レオ、同時にラジオも聞けるステレオ、映画そのまに発声のできるトーキー映写機、撮影機。ことしの運動会からは、もうほかの方に頼んでうつしていただく必要もありません。

越原を出て成功なさった皆さん、私たちに生きた手本を示して下さい。先輩の皆さん、私たちは皆さんのあとにつづいて時代におくれ

るバイブ黒板、そして去年から今年へと目まじしく太つて行く図書館など、山の学校越原小学校が一步一歩町の学校へと近づいたような気持ちになります。

越原を出て成功なさった皆さん、私たちに生きた手本を示して下さい。先輩の皆さん、私たちは皆さんのあとにつづいて時代におくれ

ない越原小学校にするために先生方を囲んでがんばります。他郷にご活躍の先輩の皆さま、本当にありがとうございます。

なご寄贈品及び寄贈者名は次のとおりです。

- 校旗、稲垣 彰(蔭地)
- 8ミリトーキー映写機、田口克郎(蔭地) ○8ミリ撮影機、河村泰三(春日井市) ○ステレオ、安江光夫(京都) ○テーブコーダー、渡辺海兵(東京) ○白風映写装置、熊谷さく(付知)
- 応接室仕切幕、安江善一郎(中津川) ○地球儀、大塚礼子(名古屋) ○五十人編成鼓隊、桂川卓也(栃山) ○講堂用移動パイプ黒板、安江正二(名古屋)
- 図書購入資金、安江淳六(大明神) 同越原小学校同窓会

- △東白川村青年団 団長 安江慎一(黒淵) 副団長 安江敬次(神付) 新田勝子(中通)
- △五加小PTA 会長 栗本喜三(柏本) 副会長 藤井勝次(大沢) 村雲 茂(柏本)
- △東白川村連合婦人会 会長 今井あや(大口) 副 松岡つたえ(蔭地) 副 田口つるゑ(柏本)
- △神土支部 中村ひさ多(平)
- △越原 田口たみえ(大明神)
- △五加 今井まさえ(宮代)
- △東白川PTA 会長 今井定夫(曲坂) 副 高井好一(黒淵) 田口耕作(中谷)
- △古田甲子雄(久須見)
- △神土小PTA 会長 安江慎一郎(上親田) 副会長 神戸奨(平)
- △ 今井富夫(〆)
- △越原小PTA 会長 安江鏡太郎(黒淵) 副会長 安江淳六(大明神) 村雲孝平(日向)
- △五加小PTA 会長 栗本喜三(柏本) 副会長 藤井勝次(大沢) 村雲 茂(柏本)

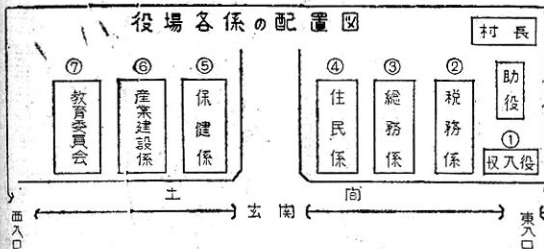
役員きまる

民主団体の新しい役員が決まりました。その主たる顔ぶれは次のとおり。

- △東白川村連合婦人会 会長 今井あや(大口) 副 松岡つたえ(蔭地) 副 田口つるゑ(柏本)
- △神土支部 中村ひさ多(平)
- △越原 田口たみえ(大明神)
- △五加 今井まさえ(宮代)
- △東白川PTA 会長 今井定夫(曲坂) 副 高井好一(黒淵) 田口耕作(中谷)
- △古田甲子雄(久須見)
- △神土小PTA 会長 安江慎一郎(上親田) 副会長 神戸奨(平)
- △ 今井富夫(〆)
- △越原小PTA 会長 安江鏡太郎(黒淵) 副会長 安江淳六(大明神) 村雲孝平(日向)
- △五加小PTA 会長 栗本喜三(柏本) 副会長 藤井勝次(大沢) 村雲 茂(柏本)

役場の事務配置紹介

世の中が進むにつれ、社会の機構もだんだんと複雑になつてきます。それだけに役場などの各官庁の仕事の量もどんどん増え、事務も複雑になつてきました。本村では、このような行政事務の複雑化と人員の増加で昨年から事務処理の機構を改革すると共に今春には庁舎の改造もあり、この程庁内の各係の配置も決まり、事務能率を上げると共に村内の皆さんの便宜を図ることになりました。



各係事務分担

職名	氏名	事務内容
村長	河田勘市	決裁
助役	安江正文	村長補佐
収入役	小池正二	会計
税務係長	田口博	税務一般、納税奨励、納税管理、住民税、国税県税、日計事務
税務係	安江寛雄	固定資産税、固定資産評価、納税関係諸証明
"	今井垣行	固定資産税、固定資産評価、納税貯蓄組合、青色申告会
"	古田勝利	軽自動車税、村たばこ消費税、電気ガス税、木材引取税、入場税、滞納整理事務、測定事務
臨時職員	今井敏江	税務筆耕
"	橋田孝子	"
総務係長	樋口敬一郎	庶務、選挙、商工、監査に関する事務
総務係	安江輝夫	議会、消防に関する事務
"	桂川真弘	管財、統計、林務に関する事務
"	村雲初子	総務助務
"	牧野勝代	会計助務
看守人	古田忠一	村有林看守
使丁	安江よし	用務員
住民係長	安江公平	生活保護法等福祉六法他厚生に関する事務、へき地保育園、公益質詢
住民係	村雲寛	諸証明、埋葬認許、印鑑、自衛隊、職業、戸籍に関する事務、居住証明住民登録に関する事務
"	伊藤洋子	主食の配給に関する事務、転出証明、居住証明、住民登録に関する事務
"	島倉捷司	国民年金、福祉年金
保健係長	村雲康彦	国民健康保険、保険給付、保険料、被保険者異動
保健係	安江万代子	"
"	高木孜	各種予防接種、健康診断、環境衛生、食品衛生、母子衛生
産業建設係長	桂川直衛	農業に関する事務、農地調整に関する事務
産業建設係	今井哲	一般土木、農業土木、建築に関する事務
"	田口茂	農業に関する事務、農地調整に関する事務
"	藤井茂樹	農業に関する事務
教育委員会		
教育長	安江又右衛門	委員会運営、人事管理及服務に関すること、給与、免許、教育施設統かつ事務全般
教育係	古田政春	青年学級、婦人学級、社会体育、公民館活動、図書、広報、文化財、視聴覚教育に関すること
"	田口芳宏	就学、調査統計、学校安全、学校保健、学校給食、児童要保護児童の視聴覚、補助事務に関すること
栄養士	今井貞子	栄養改善、学校給食指導

奨励賞に「山小屋にて」

青年団の演劇発表終る

演劇を通じて青年相互の親睦をはかり、同時に豊かな社会性、人間性を養うという目的をもつて、一昨年からコンクールによる演劇が行なつてゐる東白川村青年学級のことしの発表会は、去る三月十七日、神田座に多数の観衆を集め、婦人会の賛助出演もあり盛大に開催されました。この演劇コンクールには、審査した結果、団体では神士分団Aブロックの「山小屋にて」外二つが、また個人では越原分団の桂川美保子さん外六名が優秀な演技として選ばれました。結果は次のとおりです。

◎団体の部
奨励賞 現代劇「山小屋にて」 神士分団A
努力賞 民話劇「河童どんつく」 五加分団
努力賞 現代劇「人を喰つた話」 越原分団
◎個人演技賞
「はだしの青春」のみどり 桂川美保子(越原)
「黄昏の宿」の清水くら 新田勝子(神士)
「河童どんつく」の権べ

山口直視 (五加) ことを防止する条例を議決して、五月から実施することになりました。
「人を喰つた話」の金三 今井英樹 (越原)
「人を喰つた話」の書記 安江勇吉 (越原)
「山小屋にて」の総力 沢木多枝子(神士)
「山小屋にて」の上原 安江敬次 (神士)

◆駐在所だより◆
「迷惑防止条例」
五月一日から実施
安心して暮らせるということは私たちの一ばんの願いですが、県では去る二月の議会でも人に迷惑をかける①ぐれん隊行為等の禁止
乗物の中で女性が見えたり不安になつたりするのと禁止。
人数にものを言わせて言いがかりをつけたり、人混みの中で押しのけたり、物を投げたりして混乱させたりすることの禁止。
②押売り行為等の禁止
凄味をきかせて押売りしたり、無理に買おうとしたり、頼まない物の修理代や広告料などをしつこく請求したりすることの禁止。
③募金等の強制的禁止
乱暴な態度や凄味をきかせて、寄付や募金などをねだつてはいけません。
④不当な客引き行為の禁止
わいせつな行為や見せ物に誘うため、又はわいせつな品物を売つたり、客引きすることの禁止。
⑤景品買ひ行為の禁止
パチンコ等の遊技場の中や付近で、又売りの目的で景品買ひをすることの禁止。
⑥ダフヤ行為の禁止
入場券等を又売りする目的で買つたり、大勢の所で売ろうとしたり、売つたりすることの禁止。
⑦ショバヤ行為の禁止
座席券と整理券などを人に売るため受取つたり、売買するため人につきまとつたりすることの禁止。
⑧モーターボート等で、泳いでいる人に危険を及ぼすことの禁止等があります。